

投稿規定

1. 投稿資格

投稿原稿の著者は個人であって、本協会会員であること。また、連名の場合は少なくとも1名が本協会会員でなければならない。ただし、特に本協会から依頼した解説等(依頼原稿)についてはこの限りでない。

2. 投稿原稿の種類

投稿原稿は、材料試験技術全般に関するもので、材料試験技術協会の会員に有用な情報を含むものでなくてはならない。投稿原稿の種目及び内容は材料試験技術に関する次のものとする。

- (1) 随想 (Essay)
所信、意見、将来の指針を示すもの。
 - (2) 解説 (Review)
現状・あるいは過去の技術について総括的かつ客観的に説明するもの。もしくは現状の技術とその方向性について客観的に説明するもの。新しいデータ・技術を含む必要はない。
 - (3) 寄書 (Letter)
論文の中で、速報性が必要なもの。論文に対して、簡潔に主要部が記述されているもの。
 - (4) 論文 (Paper)
未発表の内容(注 1)であり、材料試験技術に関する新たな技術進展や従来技術の合理化による成果等の実例について報告するもの。
 - (5) 技術資料 (Technical Note)
試料や実験・試験条件が、追実験が可能なように明らかにされた実験データ等を解説するもの、過去に発表されたデータを会員が使いやすいように整理されたものを含む。
 - (6) 紹介 (Introduction)
文献紹介：文献について内容を解説するもの。
規格紹介：内外の規格、あるいは規格の進展状況について内容を解説するもの。
製品紹介：会員の属する企業の製品について、その概要、特徴、利用方法、構造、価値等を紹介するもの。
事例紹介：QC 事例など技術・現場の改善の示唆を与えるもの。
 - (7) その他：
上記には含まれないが、協会誌に掲載することにより、会員に対して多大に寄与すると編集委員会が認めたもの。
- ・ (3)寄書および (4)論文については査読を行った上で掲載の可否について決定する。
受付日は原稿が事務局に到着した日、掲載が決まった場合は掲載決定日を原稿受理日とし、受付日、受理日を記載する。
 - ・ その他の原稿については掲載前に校閲を行う。
受付日は最終原稿が事務局に到着した日とする。原稿受付日のみを記載する。

3. 原稿の書式

原稿の投稿は、当協会所定の書式を用いた電子媒体とする。必要に応じて紙媒体による投稿も可能とする。使用する言語は日本語を原則とするが、英語であってもかまわない。その際には日本語抄録が添付されること。同一投稿原稿において日本語と英語を混在し執筆することは認めない。

4. 原稿の長さ

原稿の長さは、特に指定しない限り、(4)論文、(5)技術資料は刷り上がり6ページ以内、(3)寄書は刷り上がり4ページ以内とする。その他の記事の原稿の長さは、各編集委員会の判断による。推定ページ数が規定を超えた場合には、事務的に書き直しを依頼することがある。

5. 英文要旨

投稿された論文、寄書の原稿には必ず200語以内の英文要旨を添える。英文要旨は研究等の主要な成果が具体的に分かるように目的、方法、結果等を簡潔に要約して明記する。また、記事の主題を的確に表現し、素材、特性、手法等記事全体の内容を推測できる語句を英語で5語程度選択し、キーワードとして英文要旨の後に付ける。

6. 著作権

本協会誌「材料試験技術」に掲載された論文、寄書、資料及びその他の記事の著作権は材料試験技術協会に帰属する。著者が掲載された記事を他誌に転載する時は協会への事前協議は必要ないものとするが、協会誌の巻、号、年、ページ等を明記すること。なお、掲載記事内容に関して発生した事故に対しては全て著者がその責任を負うものとする。

7. 審査

投稿原稿の掲載の採否は、編集委員会の依頼する審査を経て決定される。編集委員会は著者に対し、掲載に必要な加筆・削除等の修正を指示することができる。掲載号については、編集委員会が決定する。

査読の意見を参考に編集委員会は投稿原稿の採否を決定し、投稿者にこれを通知する。通知する際には、審査後の扱いについて客観的に示した文書を投稿者に示す。

査読を行う場合、原則2名の査読意見を参考とすること。特に速報性が必要な寄書については、1名でもかまわない。

査読が行われない場合、内容の校閲を行い、必要な修正点や明らかな誤りなどが発見された場合には、客観的に記述された校閲報告書の内容を投

稿者に通知する。

投稿者が再投稿を行う場合、示された報告書の内容に記述された事項について査読者に説明するか、文書が修正された場合には修正箇所を示す文書を修正原稿とともに添付すること。

8. 著者校正

掲載が認められた場合、印刷前に著者校正を1回行う。校正刷り到着後、校正を行い速やかに掲載号の編集委員会へ返送すること。なお、校正時には、軽微な変更を除き、著者や原文を変更することは原則として認めない。

9. 講演

投稿原稿が掲載された協会誌は、「材料試験技術シンポジウム」の講演資料となるので、掲載内容と講演内容とは一致していなければならない。なお、投稿票には講演希望の有無を明記すること。

10. 別刷

論文、寄書その他の本協会誌に掲載された記事については、別刷20部（表紙無し）を著者（連名の場合には代表者）へ進呈する。なお、進呈部数以上の別刷を希望する場合には有料にて作製するので著者校正時に申し込むこと。別刷価格は、別に定めるところによる。

11. 発行後の訂正

印刷上の誤りの訂正は、著者が編集委員会に申し出れば適宜協会誌に掲載する。

12. 協会誌発行及び原稿締切

協会誌は、1月、4月、7月、10月の年4回の発行とする。また、原稿の締切は、1月号は前年の7月末、4月号は前年の10月末、7月号は1月末及び10月号は4月末とし、編集委員会への到着日をもって受付日とする。

13. 原稿送付先

原稿送付先は編集委員会宛てとする。

（注1）類似の内容が本協会の受理日以前に国内外の印刷物に投稿または掲載されていないもの。

附則

1. 本投稿規定の改訂は2011年7月7日常任理事会で承認された。

2. この規定は2011年7月26日より施行する。

投稿票などの書式につきましては、協会HP (<http://www.mtraj.jp/>) をご覧下さい。